

全高長 第 70 号
平成23年1月20日

中央教育審議会初等中等教育分科会
特別支援の在り方に関する特別委員会
委員長 宮崎 英憲 様

全国高等学校長協会
会長 青山 彰
(公印省略)

「中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援の在り方に関する特別委員会論点整理」について、下記の通り意見を述べます。

記

1 インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について

(1) インクルーシブ教育システムと特別支援教育の関係 について

「インクルーシブ教育システムの理念とそれに向かっていく方向性に賛成する」とした特別委員会の意見に賛成である。しかしそれは、今日まで障害のある生徒に対して特別支援学校及び特別支援学級教育が果たしてきた大きな役割と成果を否定するものであってはならない。今後においても、特別支援学校及び特別支援学級の果たす役割が減じられることがあってはならないと考える。

(2) 「共に学ぶ」こと について

「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである」ことには、原則的には賛成である。しかし、に述べられているように「現在の教育条件が大幅に改善されない状況」においては、障害のある子どもに対してかえって適切性を欠く教育しか行うことができない事態も考えられる。

論点整理の3及び4に記載されている条件整備が成される保証のない状況下で、すべての子どもを同じ場で教育を行うことには反対である。

2 就学相談・就学先決定の在り方について

(2) 就学先決定の仕組み について

「障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組み」の構築には賛成である。また、就学先を決定する仕組みにおいては、「最終的には市町村教育委員会が決定する」ことにも賛成である。

3 インクルーシブ教育システム構築のための人的・物的な環境整備について

(1) 障害のある児童生徒等を受け入れるための環境整備全般 について

「現場での意識改革、指導方法の充実、人的・物的な環境整備、校長をはじめとする教員の指導力向上等」を総合的に進めることには賛成である。

また、「環境整備が進まないまま、同じ場で共に学ぶことを進めるのは、結果として、特別な教育を必要とする子どもが何らの配慮もなく通常の学級で学ぶことになる危険性」の指摘は、現場で具体的な教育活動を行っている立場として、まったく同感である。

(3) 交流及び共同学習 について

これまでも、地域の高等学校と特別支援学校の間で交流が行われている例があるが、それを制度的に充実させることによる「特別支援学校のセンター的機能の活用」等により、「各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築」が必要である。

その際には、特別支援学校等の負担増を考慮し、これらの学校への新たな人的配置等の対策が並行して実施されることが必須の条件であると考ええる。

4 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

(1) 教職員の専門性の確保 について

指摘されているように、特別支援コーディネーターについては「専門性を持った教員が専任で配置される」ことが特に必要である。

高等学校における特別支援コーディネーターの配置は、形態としては進んでいるものの、定数内で充て命ずる形により実施されている自治体が多く、担当者にとっては従来の職務に新たな職務内容が加わることにより過重負担になっているばかりでなく、コーディネーターに集中できないことから効果の面で十分とはいえない現状がある。

インクルーシブ教育を推進する上からも、特別支援コーディネーターの加員配置が必要である。

(2) 教職員の養成・研修制度の在り方 について

指摘されているように、「すべての教員が特別支援教育についての専門性を持っていることが望ましい」ことは当然である。また、「通常の学級の教員について、大学での特別支援教育関係の単位を修得することが望ましい」ことにも賛成である。今後、このことの実現と、教員を目指す学生の経済的・時間的な負担増に対して、政策面でどのように整合性をつけていくかが課題である。

(2) 教職員の養成・研修制度の在り方 について

現在、高等学校には視覚や聴覚等に障害のある生徒が在籍している。特に、最近注目されている発達障害のある生徒の在籍はかなりの数に上る。しかしながら、一般の教員には、障害に関する知識理解が十分とはいえない現状がある。

このことの改善には、全ての教員を対象とした障害理解に関する研修を強化することが必要である。この意味で「都道府県や市町村での特別支援に関する研修をすべての教職員に必要なものとして実施する」ことには賛成である。

しかし現在の教員の業務は多忙を極めており、過労による業務への影響事例も多いことから、教員の負担軽減策も同時に実施する必要がある。

教員が研修に取り組むゆとりや個々の生徒へのきめ細かな対応時間を確保できるためには、「効果的・効率的な研修の実施」のみでは不十分であり、他の業務の精選や教員定数の改善措置による取組時間の捻出が必要不可欠である。このことが、研修を実践に活かす要素となる。